



平成29年11月21日
自動車局

日産自動車(株)への不適切な完成検査に関する指示について

本年9月29日付で日産自動車(株)に対し不適切な完成検査の過去からの運用状況等、事実関係の詳細を調査し及び再発防止策を検討し、一ヶ月を目処に報告するよう指示したことを受け、11月17日に同社より事実関係の調査結果及び再発防止策が報告を受けました。

報告書の提出を受け、同社に対し自動車局長から下記のとおり、①及び②に係る事項について指示し、③に係る事項について通知しました。

記

- ① 報告に記載された再発防止策の実施を徹底すること
- ② 当面の間、本報告に記載された再発防止策の実施状況について、四半期毎に報告すること
- ③ 再発防止策の実施状況を踏まえるとともに、立入検査の結果や今般の報告内容を精査した上で、必要に応じて追加措置がありうること

【問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 林・團村
代表：03-5253-8111(内線 42312、42302)
直通：03-5253-8596